

----- 経営研究会（オーナーズクラブ）会則および付則 -----

第1条 名 称

本クラブは経営研究会（オーナーズクラブ）と称する。

第2条 綱 領

1. 本クラブは、社会が認める有用な事業を尊重し、事業の発展のために法律、経済、商業、工業などの経営研修等を行うことを目的とする。
2. 事業の尊さを確信し道徳的水準を高め、いやしくも他の事業を妨害せず品位あらしめ、適正な報酬や利益を求める。
3. 事業活動を通じて公民としての義務を忘れず社会の発展と幸福の追求に貢献する。
4. 事業遂行にあつては、誠実を旨とし、信頼関係を作り、自己に忠実であること。
5. 有益な事業の、善良な経営者の増員を図る。
6. 知性を尊び、正義を指針とし、自己の事業の発展を計ることを憲章とする。

第3条 目 的

1. 人間の相互理解の精神を培い信頼関係を発展させる。
2. 事業発展の交流により企業の発展を計る。
3. 公民の原則を守り、生活、文化、福祉、公德心の高揚に関心を示す。
4. 友情、信頼、相互理解の精神により会員の親睦と融和を計る。
5. 経済的利益の追求に関心のあるすべての問題を自由に討論する組織である。
6. 自己の経済的利益の追求を目的とし、同時に人間形成と社会的利益を追求する。

第4条 会 員

1. 善良な公民で事業経営の成人者は、本クラブの会員になる資格がある。
2. 会員は次のように分類される。
 - 1) 正会員
会員であることから生じるすべての権利を持ち、またすべての義務を負う。
 - 2) 特別会員
本クラブに10年以上在籍し、病気、疾患、老齢、その他、理事会の認める正当な理由により、通年を通し例会に出席が困難な者。
3. 新会員は、会員の紹介のみによる。
4. 紹介を受けた新会員は所定の用紙に必要事項を記入の上、スポンサー（紹介者）に提出する。
5. スポンサーとなる会員は、会員推薦書に署名し、理事会に提出するものとする。

6. 理事会出席者全員の承認を受けた場合は、理事会は新会員候補者として例会に報告する。

第5条 入会金および会費

1. 紹介を受けて入会しようとする者は、入会金を納入した時に正会員となる。
2. 正会員は、通常年会費を納入する。
3. 会費の納入は半期毎に納入するものとする。
4. 年度の途中で入会した会員の通常年会費は月割計算とする。

第6条 退 会

いかなる会員もクラブから退会することが出来る。退会は理事会がそれを承認したときから発効する。ただし入会金、年会費は返還しないものとする。

第7条 会員資格の喪失

1. 理事会の3分の2以上の投票によって承認され、除名の事由を例会に報告し、会員の過半数の賛成がある場合は、会員資格を喪失する。
2. 会費の納入が1年を経過しても納入がない場合は会員資格を喪失する。
3. 資格喪失会員への通知は、スポンサーを通じておこなう。
4. 資格喪失会員は本クラブの権利のすべてを喪失する。

第8条 組 織

本クラブの組織は、会長、副会長、監査、理事会、幹事、企画、会員、会計、研修、親睦、広報およびゴルフの各委員会とする。

第9条 役 員

本クラブの役員は次の通りとし、役員の任期は1年とする。

1. 会 長
2. 副会長
3. 監 査
4. 歴代会長（常任理事）
5. 幹事－幹事長、副幹事長
6. 企画－企画委員長、副企画委員長
7. 会員－会員委員長、副会員委員長
8. 会計－会計委員長、副会計委員長
9. 研修－研修委員長、副研修委員長
10. 親睦－親睦委員長、副親睦委員長

- 1 1. 広報－広報委員長、副広報委員長
- 1 2. ゴルファーゴルフ委員長、副ゴルフ委員長

第10条 理 事

本クラブの理事は次の通りとする。

1. 会長
2. 副会長
3. 監査
4. 歴代会長（常任理事）
5. 幹事長
6. 企画委員長
7. 会員委員長
8. 会計委員長
9. 研修委員長
10. 親睦委員長
11. 広報委員長
12. ゴルフ委員長

第11条 例会、理事会および役員会

1. 例会は、年12回とする。
2. 理事会の構成は、理事全員とする。
3. 理事会における委員長欠席の場合は、副委員長が代行するものとする。
4. 理事会は構成員の過半数の出席をもって定足数とする。理事会に出席した構成員の過半数による決議は、理事会決議とする。
5. 理事会は本クラブ最高の執行機関であって総会により承認された施策を実施する責任を持つ。企画で検討立案された企画及び施策は、理事会に報告されかつ総会に提案されて承認を得なければならない。
6. 役員会は、理事会の要求のあった場合、会長が決定し、会合を持つことができる。
7. 本クラブの会計年度は4月1日より翌年の3月31日に至る期間とし、すべての会計は、総会の承認を必要とする。
8. 会計は各年度末に会計報告を為し、監査を受けなければならない。

第12条 役員指名

本クラブの役員は、次の手続きによって選出される。

1. 会長は、次年度1ヶ月前に次期理事の推薦指名と組織を構成する。

2. 会長は、理事会を招集し、次期理事を推薦し、理事会に提出する。
3. 会長は、理事会を招集し、次期理事候補を理事会の過半数の同意によって決定する。
4. 会長は、理事会によって決定した次期理事を例会に報告する。
5. 本クラブのいかなる役員も正当な理由があれば、理事会の過半数の賛成投票により解任される。

第13条 欠 員

1. 役員に何らかの理由により欠員が生じた場合は、会長は直ちに役員会を招集し、欠員の補充をはかる。
2. 欠員充当候補者は、理事会の過半数の賛成があった場合、その残任期間の役員として任命する。

第14条 組織活動

本クラブは政治団体ではない。

第15条 改 正

本クラブ会則は、会員からあらかじめ改正の必要がある提案があった場合、理事会に提出され、理事会において定足数の3分の2以上の賛成投票によって改正され、例会において承認される。

付則

- 第1 会長は、本クラブに必要な各種委員会を設置することができる。
- 第2 すべての委員会は、それぞれ1名の委員長と副委員長及び理事会が必要と認める人数の委員によって構成される。
- 第3 会則は、本クラブの例会において定足数の出席者があれば投票した会員の多数決によって改廃することができる。
- 第4 本会に常任理事を置く。常任理事は会長退任者とする。

付記

- 第1 平成3年4月1日より改正会則施行
- 第2 平成9年4月1日より改正会則施行
- 第3 令和7年4月1日より改正会則施行

----- 会員入会手続き要領 -----

1. 推薦者となる会員は、所定の推薦書に署名の上、会員委員会に提出する。
2. 理事会は推薦書に基づき、検討し、理事会出席者全員の賛成を得た場合のみ会員候補者として例会と、例会通知書によって会員に報告する。
3. 会員の、会員候補者に対する異議の申し立ては、理事会に対して報告後1ヶ月内とする。
4. 会員よりの異議申し立てがあった場合は、理事会は、会員委員会に報告し、会員委員会は推薦者に口頭にて通知する。
5. 1ヶ月を経過し、異議の申し立てのない場合は、例会に諮り会員の承認を得る。
6. 例会によって承認されたとき、次回の例会に出席の通知を会長の名において、文書により推薦者及び候補者に通知する。
7. 推薦者は、新メンバーが当クラブに在籍する限り、その一切の権利と義務に対して責任を負うものとする。
8. 入会金は¥50,000とする。ただし再入会者には入会金を徴収しないものとする。
9. 年会費は、¥156,000とする。
ただし特別会員の年会費は¥120,000とする。
10. 期途中入会者の会費は月額¥13,000の割合とする。
11. 新会員候補者は、初回例会に出席する時すみやかに入会金、年会費等の納入を行うこと。
12. 所定の納入金等が完了され、初回例会出席の時入会式を行い、正会員となる。
13. 特別会員となった時から2年以内に後継者が入会する場合は、入会金を免除できる。

----- 経営研究会オーナーズクラブ分科委員会綱領 -----

オーナーズクラブの施策運営は、すべてメンバーの総意に基づき、クラブの承認によって決定され、その運営は、各委員会が執行する。

1. 理事会 クラブを統括し、運営する最高の執行機関である。
 - 1) 会 長 クラブを代表し、クラブの決議事項及び運営を代表する。
 - 2) 副会長 会長のすべての補佐と代理を司る。
 - 3) 監 査 クラブのすべての会計監査を司る。
 - 4) 幹 事 クラブの各委員会活動を統括し、クラブの事象を管理し、例会等の進行を計る。
 - 5) 企 画 クラブの事業等についてすべての企画、立案、施策について検討する。

- 6) 会 員 クラブが招請する会員の増強活動と会員選考を司る。
 - 7) 会 計 クラブのすべての財務及び会計事務を司る。
 - 8) 研 修 クラブが行う経営研修事業及びクラブ行事全般の運営を司る。
 - 9) 親 睦 クラブが行う親睦行事すべての運営を司る。
 - 10) 広 報 クラブ活動の広報を担当し、クラブ広報誌の発行を司る。
 - 11) ゴルフ クラブのゴルフ愛好者により構成し、プレーを通じてクラブ活動に貢献する。
- 2. 委員会 メンバーはいずれかの委員会の指名により、委員会活動を行う。
 - 3. 各委員会は委員長および副委員長の協議によりメンバーから委員を要請し随時委員会を開催し、
クラブ綱領に貢献する。
 - 4. 委員会の招集は委員長によって随時開催される。
 - 5. 委員会の決定事項は出席委員の過半数により決定する。
 - 6. 常任理事はクラブの運営および理事会を補佐する。

----- 冠婚葬祭典並びに慶弔規定 -----

本クラブは、メンバーの慶弔・弔辞に関する事項に対し理事を代表当事者と定め祭典に対応する。

- 1. 慶弔対象者は、メンバーの二親等迄とし、本クラブは慶弔の意を表す。
 - 1) 慶弔事項は社会通念によるお祝い事を対象とし、理事会において決める。
 - 2) 弔祭事項は、葬祭典に関し当事者の意を尊重し、クラブの意を表す。
- 2. 1) ご祝儀 金30,000円
2) ご香典 金20,000円と生花又は花輪
但し、メンバー以外（配偶者、親、子供の場合）は1万円とする。
- 3. 慶弔伝達は、当事者又は事務局がメンバー全員に伝達する。（FAX又はTEL）
*上記、関係事項は理事会において決定し、クラブとしての礼を祭事につくすものとする。

付記

- 第1 平成3年4月1日より改正会則施行
- 第2 平成9年4月1日より改正会則施行

----- 経営研究会オーナーズクラブハッピーファンド要則 -----

会員が自己の喜びを本クラブに公表し会員相互の心と心のふれあいを自覚し、友情を目的として任意に金員をファンドするものである。

1. ハッピーファンドの金額は任意とする。
2. ハッピーファンドは会計委員会が収受し、会計管理する。
3. ハッピーファンドは、クラブのハッピー事項に活用する。
4. ハッピーファンドは、社会の慈善事業や奉仕活動等に活用することが出来る。
5. ハッピーファンドは、企画委員会においてその活用（運用）方策を検討し理事会報告する。
6. ハッピーファンドの活用内容は理事会において決定され企画委員長より例会に報告される。
7. 本会計年度は4月1日より翌年3月末日までとし、会計委員長は年度末に会計報告をする。

付記

- 第1 平成3年4月1日より改正会則施行
第2 平成9年4月1日より改正会則施行

----- オーナーズクラブゴルフ会規約 -----

第1章 総 則

- 第1条 本会は、オーナーズクラブゴルフ会と称す。（通称O．C．G会）
第2条 本会の事務局は、オーナーズクラブに置く。

第2章 会員組織と目的

- 第3条 本会は、オーナーズメンバーでかつゴルフ愛好者及びメンバー招請のゲストをも
って組織する。
第4条 本会は、ゴルフを通じて、スポーツ精神と健康を涵養、会員相互の親睦とオーナーズクラブ各人との密接な協調関係を保つことを目的とする。

第3章 役 員

第5条 本会に下記役員を置く。

1. ゴルフ委員長 1名
2. ゴルフ副委員長 1名

第4章 会 計

第6条 例会費はその都度徴収することがある。

1. 年会費は各期はじめ（4月）に22,000円納入する。
2. 期の途中で入会の場合は、その期の全額を納入する。
3. ゲスト参加者は自己の実費負担とし、入賞には関係ないものとする。

第7条 本会の経費は会費及び寄付金によって運営される。

第8条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日迄とする。

付 則

1. 本会の競技規約は役員一任とする。
2. 競技会は年4回行う。
3. ハンディキャップはゴルフ委員会で決定する。
4. 入賞者のハンディキャップは次の通り変更する。

優勝者	30%引き（アンダー分カット後）
2 位	20%引き（アンダー分カット後）
3 位	10%引き（アンダー分カット後）
5. ゴルフ委員長は、年1回ハンディキャップを委員会にて協議の上改正をすることが出来る。
6. 競技会の表彰はゴルフ委員会に一任する。
7. 本会に普通預金口座を作り、会計委員会が会計管理にあたる。
8. 本規約に定めのない事例はゴルフ委員会に一任する。
9. OCGのコンペにてホールインワン又はアルバトロスを出した会員に年一回に付き祝金を支出する。

付記

- 第1 平成3年4月1日より改正会則施行
- 第2 平成9年4月1日より改正会則施行
- 第3 令和7年4月1日より改正会則施行